

事務連絡
令和7年9月16日

各〔都道府県
市区町村〕こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について

日頃より子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）において乳児等通園支援事業（同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされております。このため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めていただいているところです。

今般、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添。以下「量の見込み手引」という。）について、別添1及び2のとおり改正案をお示しますので、都道府県及び市町村におかれては、下記についてご対応をお願いいたします。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による満三歳以上限定小規模保育事業（同法による改正後の児童福祉法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）の創設に伴う基本指針及び量の見込み手引の改正内容及び留意事項等については別途お示しすることとしております。

記

第1 こども誰でも通園制度に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

1 基本指針の改正内容について

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正を行い、令和8年4月1日から適用することとしている。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。
- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加すること。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。

2 基本指針の改正を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更について

1 のとおり、乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画と都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の双方に基本的記載事項（必須記載事項）として新たに位置付けられるものがあることから、市町村及び都道府県においては、次の点に留意した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更いただくようお願いします。

市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、今年度からこども誰でも通園制度を実施している自治体における対応と同様に、代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることを可能とする。その際、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画において乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を代用計画により定める場合には、様式（別添4の別添）により、定めていただくようお願いします。なお、代用計画による場合にも、地方版子ども・子育て会議等の意見をあらかじめ聴取していただくようお願いします。

なお、策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、令和8年3月頃に調査を依頼し、取りまとめる予定である。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画関係

ア 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（必須記載事項）

（乳児等通園支援の量の見込み）

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、量の見込み手引に基づき定めること。（別添2

の P18 参照)

- ・ 乳児等通園支援の量の見込みは、新子法により、対象となる全ての小学校就学前子どもに乳児等通園支援を利用する権利が発生していることを踏まえ、全ての利用希望者が乳児等通園支援を利用できるようなものとする。例えば、待機児童が発生しているため乳児等通園支援の量の見込みを零とするような見込み方はできないこと。
- ・ 令和 8 年度以降の利用可能時間については、国において実施している「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」において議論の上、内閣府令において規定することとなる。乳児等通園支援の量の見込みに当たっては、暫定的に令和 7 年度の利用可能時間である 10 時間を前提にすること。
- ・ なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、内閣府令において経過措置を設けることとしている。10 時間での提供が困難な自治体においては、暫定的に利用可能時間を 3 時間～9 時間の範囲内で設定の上、乳児等通園支援の量の見込みを行うこと。その際、令和 10 年度以降を見据え、令和 8 年度及び令和 9 年度において段階的に利用可能時間を引き上げる等の工夫をして差し支えない。なお、市町村による当該経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定していること。
- ・ 乳児等通園支援については、市町村の区域を超えた利用が可能な仕組みであることから、市町村の区域に居住する者による他の市町村の区域に所在する乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の利用や、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、乳児等通園支援の量を見込むに当たり、これらの利用を勘案することが考えられること。

(確保方策・実施時期)

- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対応する提供体制を確保できるよう、必要な確保方策を定めること。
- ・ 確保方策については、地域の実情に応じて検討が必要であり、乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援事業を行う者をいう。以下同じ。)になり得る者に対し、乳児等通園支援事業に関する認可の申請に係る働きかけを行うとともに、一般型乳児等通園支援事業については、保育所、認定こども園、地域型保育事業のみでなく、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所や児童発達支援センターなどの多様な主体に対して働きかけを行うことが考えられること。特に、待機児童が存在する市町村においては、多様な主体への働きかけが重要であること。
- ・ 幼稚園は、満 3 歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえると、有力な受入れ先であるため、積極的に乳児等通園支援事業の実施を呼びかけること。
- ・ 子どものための教育・保育給付に係る利用定員が充足していない施設又は事業所に対しては、余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を積極的に呼びかけること。
- ・ 見込んだ乳児等通園支援の量に対し、十分な提供体制の確保が見込めない場合は、公立の施設又は事業所における乳児等通園支援事業の実施を積極的に検討す

ること。

- ・ 上記の取組を実施してもなお、市町村の区域に所在する施設又は事業所だけでは必要な提供体制の確保が困難な場合は、近隣の市町村と合同で乳児等通園支援事業所を確保し、乳児等通園支援を提供することも考えられること。この場合、あらかじめ、近隣の市町村と協議を行い、確保方策に記載すること。
- ・ また、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合には、当該利用を勘案して確保方策を定めること。この場合において、市町村は、当該市町村に居住する者が適切に乳児等通園支援を利用することができるよう、優先予約枠の設定（市町村の区域に居住する者が、他の市町村の区域に居住する者よりも先行して予約することを可能とする措置をいう。）等の対応について事業者に対して求めることが考えられる。この優先予約枠の設定については、総合支援システムにおける対応も今後検討予定であること。ただし、市町村には、他の市町村の区域に居住する者の利用を認めない等の権限はないことに留意すること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画関係

ア 特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（必須記載事項）

- ・ 都道府県においては、既に記載されている特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項に加え、特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を検討し、必要な記載を盛り込むこと。
- ・ 一般型乳児等通園支援事業における保育士以外の従事者については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とされていることを踏まえ、研修の実施に関する事項についても記載するよう努めること。なお、乳児等通園支援事業に係る研修については、現在、国において開発中であること。

イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）

- ・ 乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、都道府県における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

第2 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続について

乳児等通園支援事業は、満3歳以上の児童を対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。

第3 今後のスケジュール

乳児等のための支援給付の創設に向けて市町村及び都道府県において取り組んでいただきたい事項について、次のとおり大まかにお示しするので、参考とすること。

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更（対象：全市町村・全都道府県）

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく体制の整備等を計画的に進めるため、年内に変更を行うことができるよう努めること。
- ・ 基本指針の改正は本年9月下旬の告示を予定しているため、市町村及び都道府県は、本年10、11月中に地方版子ども・子育て会議等の意見聴取等の手続を含め対応し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することができるよう準備を進めること。

(2) 認可基準条例の制定（対象：全市町村）

- ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、認可基準条例を遅くとも本年12月の議会において制定すること。
- ・ なお、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を改正する場合には、本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。

(3) 経過措置条例（利用可能時間）（対象：経過措置を利用する市町村）

- ・ 利用可能時間について、内閣府令で定める経過措置を利用する市町村にあつては、令和8年度及び令和9年度における利用可能時間を条例で定めることとすることを予定している。
- ・ この前提となる内閣府令については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。

(4) 運営基準条例の制定（対象：全市町村）

- ・ 運営基準条例については、改正法の施行に向けた準備行為として確認（新子子法第54条の2第1項の確認をいう。以下同じ。）を行うことを踏まえると、本年12月の議会での制定が必須であること。
- ・ 運営基準条例の基礎となる、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準については本年9月中に案をお示しし、遅くとも本年11月上旬には公布予定であること。

(5) 各種規則の制定（対象：全市町村）

- ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく審査基準等の各種規則については、令和8年1月から3月までの期間に改正法の施行に向けた準備行為として、確認、乳児等支援給付認定（新子子法第30条の15第1項の認定をいう。以下同じ。）

等を行うことを前提に、年内に準備を進めること。

(6) 実務の検討等（対象：全市町村）

- ・ 令和8年1月から3月までの期間に、令和8年度に向けて認可、確認、乳児等支援給付認定等を行うことを前提に、実務面の検討を進めること。
- ・ 合わせて、管内の事業者への説明会の実施や、対象となる家庭への周知・広報、こども誰でも通園制度総合支援システムの利用申請、給付化に当たっての予算措置についても検討を進めること。
- ・ その参考として、参考実務フロー及び参考様式を本年9月以降順次お示しする予定であること。

第4 都道府県における市町村の進捗管理

都道府県は、別途依頼する「こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票」において、管内市町村の準備の状況を管理するとともに、こども家庭庁に対し、毎月月末時点の管内市町村の準備状況について報告すること。その上で、こども家庭庁から、全市町村の準備の状況を定期的に共有することを予定していること。

別添1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（案）

別添2 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）（案）

別添3 本格実施に向けたスケジュール案

別添4 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）

問合せ先

こども家庭庁成育局保育政策課

企画法令第一係・地域支援係

E-mail : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp